

「年金からの特別徴収のお知らせ」

公的年金を受給されている 65 歳以上の方は、年金受給の際に、特別区民税・都民税（住民税）・森林環境税が年金から引き落としされます（これを「特別徴収」といいます）。なお、このお知らせでは、住民税と併せて森林環境税を徴収する場合においても、「住民税」と記載して説明しています。

対象となる方

令和 7 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかる住民税の納税義務のある方。

※ただし、次の方は対象となりません。

■公的年金の年額が 18 万円未満の方

■介護保険料が公的年金から引き落としされていない方

■引き落としされる住民税額が公的年金の年額を超える方 など

対象となる 年金

老齢又は退職を支給事由とする年金です。

（障害年金や遺族年金などの非課税の年金及び老齢厚生年金は、引き落としの対象となりません）

対象となる 税額

公的年金から引き落としの対象となるのは、「年金所得※」にかかる住民税額のみです。公的年金等以外の所得（給与所得、事業所得など）があり、それらの所得に住民税が課税される場合、年金ではなく、給与からの引き落としや納付書、口座振替による納付となります。

※「特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定納税通知書」には雑所得と記載されます。

よくある質問

Q 1 年金所得にかかる住民税額を納付書や口座振替で納めることは選択できますか？

A 1 原則として公的年金を受給されている 65 歳以上の方で年金所得にかかる住民税が課税される方は、年金からの引き落としとなります。本人による選択は認められていません。

Q 2 複数の年金を受給していますが、それぞれから引き落としされますか？

A 2 介護保険料が引き落としされている年金からのみ引き落としされます。

※引き落としの例は裏面をご覧ください。

①令和7年度から新たに年金から住民税が引き落としされる方

年度の前半は、令和7年度住民税の2分の1の額を令和7年度1期分・2期分として、納付書や口座振替などで納めていただきます。年度の後半（10月・12月・2月）で、年税額から普通徴収の額を差し引いた額が、年金から引き落としされます。なお、口座振替をお申込みされている方も10月からは年金からの引き落としが開始となります。

例 令和7年度の年金所得にかかる年税額が「60,000円」の場合

期別 年金支給月	1期分 納期限6月30日	2期分 納期限9月1日	10月	12月	2月
税額 (円)	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
	令和7年度年税額の2分の1に相当する額 (30,000円)を2回で納める		令和7年度年税額の2分の1に相当する額 (30,000円)を3回で引き落とし		

②令和6年度から継続して年金から住民税が引き落としされている方

年度の前半（4月・6月・8月）は、前年度の年金所得にかかる年税額の2分の1の額が引き落としされます（これを「仮徴収」といいます）。年度の後半（10月・12月・2月）には、今年度の住民税額から仮徴収した額を差し引いた残額が引き落としされます（これを「本徴収」といいます）。

例 年金所得にかかる年税額が令和6年度「60,000円」、令和7年度「90,000円」の場合

年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額 (円)	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000
	令和6年度年税額の2分の1に相当する額 (30,000円)を3回で引き落とし<仮徴収>			令和7年度年税額から仮徴収税額を差し引いた額 (60,000円)を3回で引き落とし<本徴収>		

税額変更などで令和6年度に年金からの引き落としが中止となった場合は、①「令和7年度から新たに年金から住民税が引き落としされる方」と同様の方法となります。

また、税額変更などで年税額が減少し還付が発生する場合は、年金からの引き落とし後、還付の手続きまで2か月以上要する場合がありますので、ご了承ください。

《問い合わせ先》
課税の内容について 税務課 課税係 (03) 5654－8550 (直通)
口座振替・還付金について 収納対策課 収納対策係 (03) 5654－8186 (直通)